

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第5章 輸入通関関係</p> <p>第15節の2 電子原産地証明書の提出</p> <p>(電子原産地証明書の提出)</p> <p>15の2－1 システム <u>(窓口電子申告端末を通じて利用する場合を除く。以下この節において同じ。)</u> を使用して輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請（予備申告及び予備申請を含む。以下この節において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、<u>締約国原产地証明書</u>（関税法施行令第36条の3第3項（同令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原产地証明書をいう。以下同じ。）として、システムに登録された電子原产地証明書（「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約第2号。以下「インドネシア協定」という。）第41条に規定する原产地証明書のうち、インドネシア共和国の発給機関が電子的に発給し、日本国及びインドネシア共和国の間で構築した原产地証明書のデータ交換に係る電子システムを経由してシステムに登録されたデータをいう。以下同じ。）を提出する場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 輸入申告等においてEPA税率の適用を求めるために電子原产地証明書を提出しようとする通関業者等に対し、当該輸入申告等を行う前に、当該電子原产地証明書の発給を受けた輸出者又は生産者から当該電子原产地証明書の原产地証明書番号及び当該電子原产地証明書に登録された貨物のうち1品目目の仕入書番号（以下この項において「仕入書番号」という。）の情報を入手すること並びに当該情報をを利用して「原产地証明書情報内容照会」業務により、以下のイからチまでの要件を満たしている旨の確認を求めるものとする。</p> <p>イ～チ （省略）</p> <p>なお、電子原产地証明書が上記イからチまでのいずれかの要件を満たさない場合又はその他の不備がある場合には、関税法基本通達68－5－12に準じて取り扱うものとする（発給機関の印影及び署名に関する</p>	<p>第5章 輸入通関関係</p> <p>第15節の2 電子原产地証明書の提出</p> <p>(電子原产地証明書の提出)</p> <p>15の2－1 システムを使用して輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請（予備申告及び予備申請を含む。以下この項及び15の2－3において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、関税法施行令第36条の3第3項（同令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原产地証明書の提出にあたり、システムに登録された電子原产地証明書（「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約第2号。以下「インドネシア協定」という。）第41条に規定する原产地証明書のうち、インドネシア共和国の発給機関が電子的に発給し、日本国及びインドネシア共和国の間で構築した原产地証明書のデータ交換に係る電子システムを経由してシステムに登録されたデータをいう。以下同じ。）を提出する場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 輸入申告等においてEPA税率の適用を求めるために電子原产地証明書を提出しようとする通関業者等に対し、当該輸入申告等を行う前に、当該電子原产地証明書の発給を受けた輸出者又は生産者から当該電子原产地証明書の原产地証明書番号及び当該電子原产地証明書に登録された貨物のうち1品目目の仕入書番号（以下この項において「仕入書番号」という。）の情報を入手すること並びに当該情報をを利用して「原产地証明書情報内容照会」業務により、以下のイからチまでの要件を満たしている旨の確認を求めるものとする。</p> <p>イ～チ （同左）</p> <p>なお、電子原产地証明書が上記イからチまでのいずれかの要件を満たさない場合又はその他の不備がある場合には、関税法基本通達68－5－12に準じて取り扱うものとする（発給機関の印影及び署名に関する</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る不備に係るものを除く。)。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(<u>システム利用者がマニュアルによる輸入申告等を行う場合等における電子原産地証明書の取扱い</u>)</p> <p>15の2-3 <u>システムの利用者である通関業者等がマニュアルによる輸入申告等を行う場合等における電子原産地証明書の取扱い</u>については、以下により行うものとする。</p> <p>(1) <u>システムの利用者である通関業者等がマニュアルによる輸入申告等を行う場合には、通関業者等が「原産地証明書情報内容照会」業務により出力した「原産地証明書情報照会情報」(別紙様式M-572号(当該電子原産地証明書に仕入書番号及び仕入書の日付が2回以上登録されている場合又は内取情報が7回以上登録されている場合にあっては、別紙様式M-572号及びM-573号))。以下「原産地証明書情報照会情報」という。)にマニュアルによる輸入申告等<u>を行うこととなつた旨</u>を付記した上で当該輸入申告等の添付書類として提出することによって締約国原産地証明書の提出があつたものとして取り扱つて差し支えない。なお、<u>上記15の2-1(2)の規定により電子原産地証明書に係る項目を入力して行った輸入申告等のうち、上記15の2-2の規定により内取内容の仮登録を行つたものについて、マニュアルによる輸入申告等に切り替えたときは、当該仮登録の取消しを行わせるものとする。</u></u></p> <p>(2) 上記15の2-2の規定により電子原産地証明書の内取を行おうとする場合において、電子原産地証明書の内取内容の登録の上限(電子原産地証明書に登録された貨物の品目毎に10回)を超えて内取内容の登録が必要となった場合その他の理由により輸入申告時のシステムによる内取内容の登録ができないときには、通関業者等が「原産地証明書情報内容照会」業務により出力した「原産地証明書情報照会情報」にシステムによる内取を行うことができない旨及びその内取内容を付記した上で、この章第1節1-4により提出する関係書類(この章第15節の規定により電磁的記録により提出する場合を含む。)として提出することによって、締約国原産地証明書の提出があつたものとして取</p>	<p>る不備に係るものを除く。)。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(<u>システムによる輸入申告等からマニュアルによる輸入申告等への切替え等における電子原産地証明書の取扱い</u>)</p> <p>15の2-3 <u>システムによる輸入申告等からマニュアルによる輸入申告等に切り替える場合等における電子原産地証明書の取扱い</u>については、以下により行うものとする。</p> <p>(1) <u>上記15の2-1(2)の規定により電子原産地証明書に係る項目を入力して行った輸入申告等について、システムによって処理をすることができなくなったことにより、マニュアルによる輸入申告等に切り替える場合には、通関業者等が「原産地証明書情報内容照会」業務により出力した「原産地証明書情報照会情報」(別紙様式M-572号(当該電子原産地証明書に仕入書番号及び仕入書の日付が2回以上登録されている場合又は内取情報が7回以上登録されている場合にあっては、別紙様式M-572号及びM-573号))。以下「原産地証明書情報照会情報」という。)にマニュアルによる輸入申告等<u>に切り替えることとなつた旨</u>を付記した上で当該輸入申告等の添付書類として提出することによって<u>関税法施行令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書の提出があつたものとして取り扱つて差し支えない</u>。なお、当該輸入申告に際して<u>上記15の2-2の規定により内取内容の仮登録を行つている場合</u>には、当該仮登録の取消しを行わせるものとする。</u></p> <p>(2) 上記15の2-2の規定により電子原産地証明書の内取を行おうとする場合において、電子原産地証明書の内取内容の登録の上限(電子原産地証明書に登録された貨物の品目毎に10回)を超えて内取内容の登録が必要となった場合その他の理由により輸入申告時のシステムによる内取内容の登録ができないときには、通関業者等が「原産地証明書情報内容照会」業務により出力した「原産地証明書情報照会情報」にシステムによる内取を行うことができない旨及びその内取内容を付記した上で、この章第1節1-4により提出する関係書類(この章第15節の規定により電磁的記録により提出する場合を含む。)として提出することによって、<u>関税法施行令第61条第1項第2号イ(1)に規定する</u></p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>り扱って差し支えない。</p> <p>(3) (省略)</p> <p><u>(窓口電子申告端末を利用して輸入申告等を行う場合等における電子原産地証明書の取扱い)</u></p> <p><u>15の2-6 マニュアルによる輸入申告等を行う者又は窓口電子申告端末を利用して輸入申告を行う者が、電子原産地証明書を提出する場合（上記15の2-3(1)の場合を除く。）には、インドネシア共和国の発給機関が当該電子原産地証明書の発給を申請した輸出者に対して当該発給の事実を証する書類として発行する当該電子原産地証明書の控えを提出することによって、締約国原産地証明書の提出があったものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p><u>この場合において、当該電子原産地証明書は上記15の2-1(1)イからチまでの要件を満たしている必要があるが、上記15の2-1(1)ロからチまでのいずれかの要件を満たさない場合又はその他の不備がある場合には、関税法基本通達68-5-12に準じて取り扱うものとする（発給機関の印影及び署名に関する不備に係るものと/orを除く。）。</u></p>	<p>締約国原産地証明書の提出があったものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(新設)</p>